

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、海津市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 5月 1日

岐阜県知事 古田 肇

| 市 名 | 期 日 | 時 間 | 場 所 | 地 域 |
|-----|----------------------|--------------------------|--------------------------------------|-----|
| 海津市 | 令和6年 6月11日 (火) | 午前10時から 午後2時30分まで | 南濃中部防災 コミュニティーセンター (南濃町駒野680) | 南 濃 |
| | 6月12日 (水) | 午前10時から 午後2時30分まで | J Aにしみの 海津中支店 (海津町高須582-1) | 海 津 |
| | 6月13日 (木) | 午前10時から 午後2時30分まで | J Aにしみの 海津北支店 野菜集荷場 (平田町今尾510) | 平 田 |